

子育て支援 ～こんなことで困っていませんか?～

**養育費の確保をサポートします！**

養育費を確実に受け取るためには、

- 未払いが発生した時のために、立替払いなどを受けることができる保証契約を保証会社と締結すること
- 父母の間で「強制力のある書面（公正証書など）」を取り交わしておくことが有効です。

飯塚市では、養育費に関する取り決めに促すとともに、養育費の継続した履行確保を図るため、以下の費用について補助金を交付し、ひとり親の方を支援しています。

**養育費保証契約の締結にかかる費用**

※養育費保証契約・・・養育費の未払いが発生した場合に、保証会社が立替、督促することを内容とする契約

令和5年4月1日以降に締結した養育費保証契約が対象となります。

(対象経費) 保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な経費のうち、保証料として本人が負担する費用

(補助額) 上記保証料と50,000円を比較して少ない方の額 ※1人1回限り

(必要書類)

- ・申請者及び扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- ・児童扶養手当証書の写し又は所得、扶養親族などに関する市町村長の証明書
- ・領収書（又はクレジット契約証明書）
- ・養育費の取決めをした文書（債務名義化したものに限る）
- ・保証会社と締結した養育費保証契約書（保証期間が1年以上のものに限る）など

**公正証書などの作成にかかる費用**

※公正証書など・・・強制執行認諾約款付公正証書、調停証書、審判書、判決書、和解調書等、債務名義として効力を有するもの

令和5年4月1日以降に作成した公正証書などが対象となります。

(対象経費) 公証人手数料、収入印紙代、戸籍謄本など添付書類の取得費用、郵便切手代

(補助額) 対象経費の全額（上限43,000円） ※1人1回限り

(必要書類)

- ・申請者及び対象児童の戸籍謄本又は抄本
- ・世帯全員の住民票
- ・補助対象経費の領収書等
- ・養育費の取り決めをした文書（債務名義化したものに限る。）など

●申請・お問合せ 子育て支援課 こども家庭相談係（☎内線1125）